

# 税制調査会専門家委員会設置要綱

平成 22 年 1 月 28 日  
税制調査会決定  
平成 24 年 2 月 20 日  
一部改正

## 1 設置目的

「税制調査会の設置について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）第 8 項に基づき、税制調査会の下に、税財政に関する専門家からなる、専門家委員会を設置する。

専門家委員会は、内閣官房国家戦略室と連携しつつ、税制調査会における税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンの策定等に関して助言を行うため、税制調査会の会長が企画委員会の議を経て決定する課題について検討を行い、税制調査会の会長に報告する。

## 2 専門家委員会の活動範囲

専門家委員会の活動範囲は、次のとおりとする。

- (1) 中長期的な税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンの調査研究
- (2) 各年度の税制改正に当たって必要な調査研究
- (3) その他の調査研究

## 3 専門家委員会の体制と任期

- (1) 専門家委員会は、委員 15 人以内で組織する。委員の任期は、2 年とする。委員は、再任されることができるとし、再任された場合の任期は、2 年以内とする。
- (2) 税制調査会の会長が専門家委員会の委員長を指名する。なお、委員長の指名により委員長を補佐する委員長代理を置くことができる。
- (3) 専門家委員会の委員は、あらかじめ税制調査会の会長の承認を得て、専門家委員会の委員長が指名する。
- (4) 専門家委員会には、税制調査会の委員のうち財務大臣の指名する財務副大臣及び財務大臣政務官、総務大臣の指名する総務副大臣及び総務大臣政務官、内閣府副大臣（内閣官房国家戦略室長）が参加できるものとする。

## 4 小委員会の設置

- (1) 税制調査会が直面する改革課題についての論点整理を進めるために、専門家委員会に小委員会を設置することができる。
- (2) 各小委員会の検討課題、人数及び設置期間は、税制調査会の会長が企画委員会での議を経て専門家委員会の委員長と協議のうえ、決定するものとする。

- (3) 小委員会に属すべき委員は、専門家委員会の委員長がこれを指名する。
- (4) (3) の委員のほか、小委員会に属すべき者として、専門家委員会の委員長は、新たに特別委員を指名することができる。特別委員の任期は、その属する小委員会の設置期間の範囲とする。
- (5) 各小委員会の座長は、専門家委員会の委員長が指名するものとする。
- (6) 小委員会には、税制調査会の委員のうち、税制調査会の会長の指名する委員が参加することができるものとする。

## 5 庶務

庶務は、財務省主税局、総務省自治税務局及び内閣官房国家戦略室の協力を得て、内閣府において処理する。

## 6 その他

中長期的な税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンの調査研究、各年度の税制改正に当たって必要な調査研究又は小委員会における検討課題の論点整理等に当たり、専門家委員会の委員長が必要と認める場合には、公聴会、参考人からの意見聴取又は内外事情の調査等を行うことができるものとする。